

## 第7章 屋外広告物の行為の制限に関する方針

### 7-1 屋外広告物の表示および設置に関する基本方針

良好な景観形成を図るため、第4章の「ゾーンごとの景観形成方針」に基づき、屋外広告物の行為の制限に関する基本方針を定め、徳島県屋外広告物条例と第5章の「行為の制限に関する事項」の各景観形成基準の遵守に努めます。

#### (1) 都心ゾーン

【徳島の中心部を形成するゾーン】

本市の顔にふさわしい風格と華やかさや賑わいを備えたこのゾーンの景観形成を図るため、次の方針に配慮します。

- 駅前広場など公共性の高い場所では、掲出する広告物は適切な形状や表示面積とします。
- 色彩は、周辺景観や後背地等との調和に配慮し、都心にふさわしいものとするよう工夫します。

#### (2) 周辺市街地ゾーン

【都心を囲むように広がる市街地を形成するゾーン】

中低層建築物を中心とした建築物が比較的高密度に建ち並ぶ地域や徳島の景観を特徴づける眉山の眺望、水路との関わりが密接なこのゾーンの景観形成を図るため、次の方針に配慮します。

- 住宅地は、極力、自己用のものとし、主体建物や周辺景観とのバランスに配慮した配置、高さ・規模とするとともに、当該建築物の外壁などの色彩と一体的な色相や彩度とします。
- 眉山や河川などの自然環境との調和に配慮した意匠・形態とし、高彩度の色彩の使用はさけます。

#### (3) 田園集落ゾーン

【のびやかな田園景観が卓越するゾーン】

田園景観のなかに寺社林や屋敷林などのアクセントとなる緑があり、幹線道路沿いにロードサイドショップが広がるこのゾーンの景観形成を図るため、次の方針に配慮します。

- 田園や屋敷林などが広がる地域は、極力、自己用のものとし、主体建物や周辺景観とのバランスに配慮した配置、高さ・規模とするとともに、その色彩および意匠・形態は樹木や田畑等の緑と調和した落ち着いたものとする。
- 幹線道路沿いは、周辺景観や後背地に広がる田園景観への影響に配慮し、主体建物や周辺景観とのバランスに配慮した配置、意匠・形態、高さ・規模とし、色彩は落ち着いたものを基調とします。

#### (4) 農山村集落ゾーン

【山間地の自然景観が卓越するゾーン】

農山村集落とそれらを取り囲む山々で構成されたこのゾーンの景観形成を図るため、次の方針に配慮します。

- 極力、自己用のものとし、主体建物や周辺景観とのバランスに配慮した配置、高さ・規模とするとともに、その色彩および意匠・形態は山の緑と調和した落ち着いたものとする。